

議案第19号

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料
条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)の一部改正により、低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査に用いる誘導仕様基準が新設されたことに伴い、当該基準を用いて審査を行う場合の手数料を新設するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料
 条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 羽曳野市条例第 号

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例(令和2年羽曳野市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表2の項中

「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円
	200平方メートル以上のもの	46,000円

」を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,400円
		200平方メートル以上のもの	23,900円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円
		200平方メートル以上のもの	46,000円

」に

改め、同表3の項中

「

その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル以上のもの	632,400円

	平方メートル未満のもの	
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円
	50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円

」を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	39,900円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	67,300円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	119,900円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	180,100円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	328,800円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	554,600円
		50,000平方メートル以上のもの	971,100円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの		133,500円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの		225,600円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの		322,400円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの		632,400円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの		1,116,900円

	50,000 平方メートル以上のもの	2,050,900 円
--	--------------------	-------------

」に

改め、同表備考 2 中「平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号」の次に「。以下この条において「省令」という。」を加え、同表中備考 5 を備考 6 とし、備考 4 の次に次のように加える。

5 「誘導仕様基準」とは、省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認することをいう。

第 2 条第 2 号の表備考 3 及び同条第 3 号の表備考 4 中「備考 5」を「備考 6」に改め、同条第 5 号の表 2 の項中

「

その他のもの	200 平方メートル未満のもの	21,300 円
	200 平方メートル以上のもの	23,600 円

」を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	11,800 円
		200 平方メートル以上のもの	12,600 円
	その他のもの	200 平方メートル未満のもの	21,300 円
		200 平方メートル以上のもの	23,600 円

」に

改め、同表 3 の項中

「

その他のもの	300 平方メートル未満のもの	41,100 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	67,400 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	113,500 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	161,900 円
	10,000 平方メートル以上 25,000	317,000 円

	平方メートル未満のもの	
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	559,600円
	50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円

」を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	20,600円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	34,300円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	60,600円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	90,800円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	165,100円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	278,400円
		50,000平方メートル以上のもの	487,100円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの		67,400円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの		113,500円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの		161,900円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの		317,000円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの		559,600円

		50,000 平方メートル以上のもの	1,027,100 円
--	--	--------------------	-------------

」に

改め、同表備考 2 中「備考 5」を「備考 6」に改め、同条第 6 号の表備考及び同条第 7 号の表備考中「備考 3 から備考 5 まで」を「備考 3、備考 4 及び備考 6」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例 新旧対照表

新					旧					
(手数料の金額等) 第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。 (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。))が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額					(手数料の金額等) 第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。 (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。))が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額					
項	区分			金額	項	区分			金額	
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計			認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計		
1	省略				1	省略				
2	一戸建ての住宅	省略			2	一戸建ての住宅	省略			
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの			22,400円	その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円
							200平方メートル以上のもの			
		その他のもの		200平方メートル未満のもの			41,400円	その他のもの	200平方メートル以上のもの	46,000円
	200平方メートル		46,000円							

				ル以上のもの						
3	共同住宅等 (共同住宅、 長屋その他 の一戸建て の住宅以外 の住宅をい う。以下この 条において 同じ。)	省略				3	共同住宅等 (共同住宅、 長屋その他 の一戸建て の住宅以外 の住宅をい う。以下この 条において 同じ。)	省略		
		<u>その他</u>	<u>誘導仕様</u>	300 平方メー トル未満のもの	<u>39,900 円</u>			<u>その他のもの</u>	300 平方メー トル未満のもの	<u>81,000 円</u>
		<u>のもの</u>	<u>基準によ</u>	300 平方メー トル以上 2,000 平 方メートル未満 のもの	<u>67,300 円</u>					
			<u>るもの</u>	2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル未 満のもの	<u>119,900 円</u>				300 平方メー トル以上 2,000 平 方メートル未満 のもの	<u>133,500 円</u>
				5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	<u>180,100 円</u>					
				10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メートル未 満のもの	<u>328,800 円</u>				2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル未 満のもの	<u>225,600 円</u>
				25,000 平方メー トル以上 50,000 平方メートル未 満のもの	<u>554,600 円</u>					
				50,000 平方メー トル以上のもの	<u>971,100 円</u>				5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	<u>322,400 円</u>
		<u>その他の</u>		300 平方メー トル未満のもの	<u>81,000 円</u>					
		<u>もの</u>		300 平方メー トル以上 2,000 平 方メートル未満	<u>133,500 円</u>				10,000 平方メー	<u>632,400 円</u>

				<u>のもの</u> 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 225,600 円				<u>トル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 322,400 円				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの 1,116,900 円	1,116,900 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 632,400 円				50,000 平方メートル以上のもの 2,050,900 円	2,050,900 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの 1,116,900 円					
				50,000 平方メートル以上のもの 2,050,900 円					
4 省略									
備考									
1 省略									
2 「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。 <u>以下この条において「省令」という。</u> ）第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。									
3・4 省略									
5 「誘導仕様基準」とは、 <u>省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)</u> が適合することを <u>確認することをいう。</u>									
6 省略									
(2) 法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)									
4 省略									
備考									
1 省略									
2 「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。									
3・4 省略									
5 省略									
(2) 法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)									

の規定による申出をしようとする者 前号の金額(法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第 5 号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1・2 省略

3 前号の表の備考 6 の規定は、この表についても適用する。

- (3) 法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。))に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするときに同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。)をしようとする者 前 2 号の金額(法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、前号及び第 5 号の金額)のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる 1 の建築物ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に 3,300 円を加えた金額

表 省略

備考

の規定による申出をしようとする者 前号の金額(法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第 5 号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1・2 省略

3 前号の表の備考 5 の規定は、この表についても適用する。

- (3) 法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。))に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするときに同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。)をしようとする者 前 2 号の金額(法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、前号及び第 5 号の金額)のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる 1 の建築物ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に 3,300 円を加えた金額

表 省略

備考

1～3 省略

4 第1号の表の備考6の規定は、この表についても適用する。

(4) 省略

(5) 法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額	
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計		
1	省略				
2	一戸建ての住宅	省略			
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,800円
				200平方メートル以上のもの	12,600円
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	21,300円
	200平方メートル以上のもの		23,600円		
3	共同住宅等	省略			
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	20,600円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	34,300円

1～3 省略

4 第1号の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

(4) 省略

(5) 法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額	
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計		
1	省略				
2	一戸建ての住宅	省略			
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	21,300円
				200平方メートル以上のもの	23,600円
3	共同住宅等	省略			
		その他のもの		300平方メートル未満のもの	41,100円

				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>60,600 円</u>				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>67,400 円</u>
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>90,800 円</u>					
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>165,100 円</u>				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>113,500 円</u>
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>278,400 円</u>					
				50,000 平方メートル以上のもの	<u>487,100 円</u>				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>161,900 円</u>
			その他のもの	300 平方メートル未満のもの	<u>41,100 円</u>					
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>67,400 円</u>					
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>113,500 円</u>				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>317,000 円</u>
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未	<u>161,900 円</u>				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未	<u>559,600 円</u>

				満のもの	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円
4 省略					
備考					
1 省略					
2 第1号の表の備考3から備考6までの規定は、この表についても適用する。					
(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額					
表 省略					
備考 第1号の表の備考3、備考4及び備考6の規定は、この表についても適用する。					
(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額					

				満のもの	
				50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円
4 省略					
備考					
1 省略					
2 第1号の表の備考3から備考5までの規定は、この表についても適用する。					
(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額					
表 省略					
備考 第1号の表の備考3から備考5までの規定は、この表についても適用する。					
(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額					

表 省略

備考 第1号の表の備考3、備考4及び備考6の規定は、この表についても適用する。

(8) 省略

以下省略

表 省略

備考 第1号の表の備考3から備考5までの規定は、この表についても適用する。

(8) 省略

以下省略